

海区漁場計画 (別表)

区画漁業権

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第千百十号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	10月1日から 翌年6月30日まで	国東市安岐町塩屋 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第79号から40度8 分1,244メートルの点 ロ 基点第79号から67度38 分1,570メートルの点 ハ 基点第79号から107度 56分1,511メートルの点 ニ 基点第79号から91度53 分618メートルの点 基点第 79 号 国東市と杵築市との境界	北緯 33-27-24 東経 131-43-37 北緯 33-27-13 東経 131-44-02 北緯 33-26-38 東経 131-44-02 北緯 33-26-52 東経 131-43-30	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	国東市安岐町	令和6年 10月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第千百十号
区第四千六百三十二号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字丸 市尾浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第204号から135度 8分288メートルの点 ロ 基点第204号から103度 40分380メートルの点 ハ 基点第205号から佐伯 市蒲江大字丸市尾浦小網 代鼻見通し線上300メー トルの点 ニ 基点第205号から佐伯 市蒲江大字丸市尾浦小網 代鼻見通し線上100メー トルの点 基点第 204 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 日の浦しんぞう鼻先端の 標識 基点第 205 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 青磯きよむの鼻の先端の 標識	北緯 32-47-01 東経 131-52-36 北緯 32-47-05 東経 131-52-42 北緯 32-46-48 東経 131-52-52 北緯 32-46-46 東経 131-52-44	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 丸市尾浦、大字 葛原浦及び大字 波当津浦	令和6年 10月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千六百三十二号

区画漁業権

漁場計画番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千三百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業 (新規)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字護江彦 島の地先	イ、基点第1305 号、ロ及び基点第 149号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	イ 基点第1306号から基点 第1305号見通し線と佐伯 市大字護江彦島の西側最 大高潮時海岸線との交点	北緯 33-00-43 東経 131-54-29	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字護 江、大字狩生及 び大字二栄	令和6年 10月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						基点第 1305 号 佐伯市大字護江彦島西側 の標識	北緯 33-00-39 東経 131-54-25				
						ロ 基点第149号から基点 第1307号見通し線上180 メートルの点	北緯 33-00-21 東経 131-54-34				
						基点第 149 号 佐伯市大字護江彦島南端	北緯 33-00-23 東経 131-54-40				
						基点第 1306 号 佐伯市大字護江護江漁港 の西側突堤の根基					
				基点第 1307 号 佐伯市大字護江護江漁港 の南側護岸の末端							
区第四千六百二十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業 (新規)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字丸 市尾浦の地先	基点第1258号、 イ、ロ及び基点第 1304号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 1258 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 大ヨケ鼻突端の標識	北緯 32-47-06 東経 131-52-53	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 森崎浦、大字野 々河内浦、大字 丸市尾浦、大字 葛原浦及び大字 波当津浦	令和6年 10月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第1258号から274 度2分117.2メートルの点	北緯 32-47-06 東経 131-52-49				
						ロ 基点第1304号から245 度3分220メートルの点	北緯 32-46-38 東経 131-53-03				
						基点第 1304 号 佐伯市蒲江大字丸市尾 浦オツルミズの標識	北緯 32-46-42 東経 131-53-11				
区第四千六百四十三号	第1種区画漁業 貝類養殖業 (新規)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字森 崎浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第213号から15度 18分596メートルの点	北緯 32-47-43 東経 131-53-15	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 森崎浦、大字野 々河内浦、大字 丸市尾浦、大字 葛原浦及び大字 波当津浦	令和6年 10月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第213号から27度 35分648メートルの点	北緯 32-47-42 東経 131-53-20				
						ハ 基点第213号から42度9 分401メートルの点	北緯 32-47-34 東経 131-53-19				
						ニ 基点第213号から22度 58分323メートルの点	北緯 32-47-34 東経 131-53-14				
						基点第 213 号 佐伯市蒲江大字森崎浦越 田尾旧防波堤の突端の標 識					

区画漁業権

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千六百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業 (新規)	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字丸 市尾浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ	基点第204号から基点 第841号見通し線上100 メートルの点	北緯 32-47-09 東経 131-52-31	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 丸市尾浦	令和6年 10月1日 から令和 16年3月 31日まで
						ロ	基点第204号から基点 第841号見通し線上300 メートルの点	北緯 32-47-13 東経 131-52-38			
						ハ	基点第204号から103度 40分380メートルの点	北緯 32-47-05 東経 131-52-42			
						ニ	基点第204号から135度 8分288メートルの点	北緯 32-47-01 東経 131-52-36			
						基点第 204 号	佐伯市蒲江大字丸市尾浦 日の浦しんぞう鼻先端の 標識				
基点第 841 号	佐伯市蒲江大字丸市尾浦 2番地7(田尾の下)の 標識										

* 角度の表示は全て真方位とする。